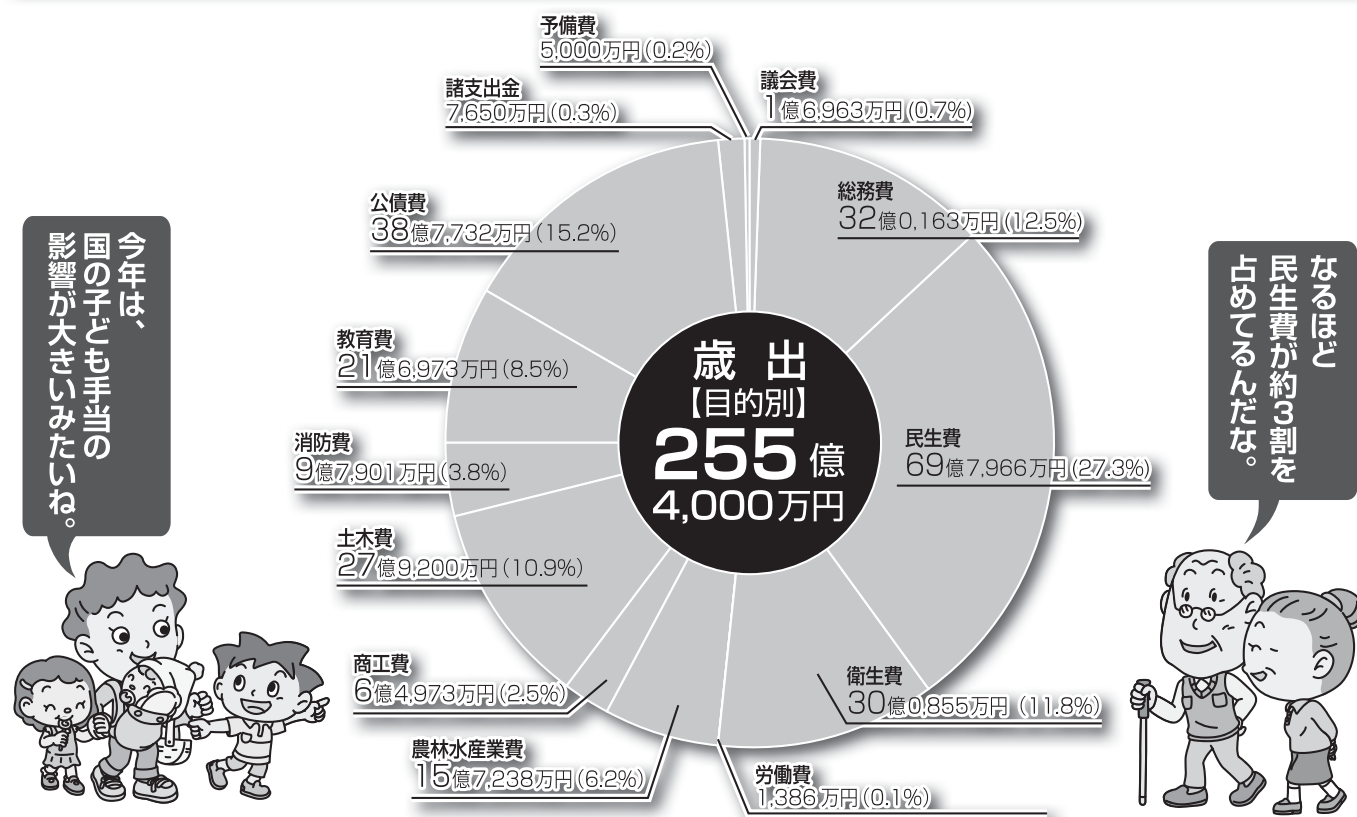


一般会計予算歳出の内訳



あなたの納めた1万円の使い道は



【一般会計、特別会計、事業会計？】

一般会計は、市の仕事の中でも基本的な経費についての会計（≒財布）で、市財政運営の基本となるものです。

また、特別会計と事業会計は、特定の事業を行う場合に、特定の収入を特定の歳出にあてるため、一般会計と区別する必要があるときに、法律や条例に基づいて設けられます。高島市では、10の特別会計と3つの事業会計があります。

高島市の一般会計予算

【市の歳入】

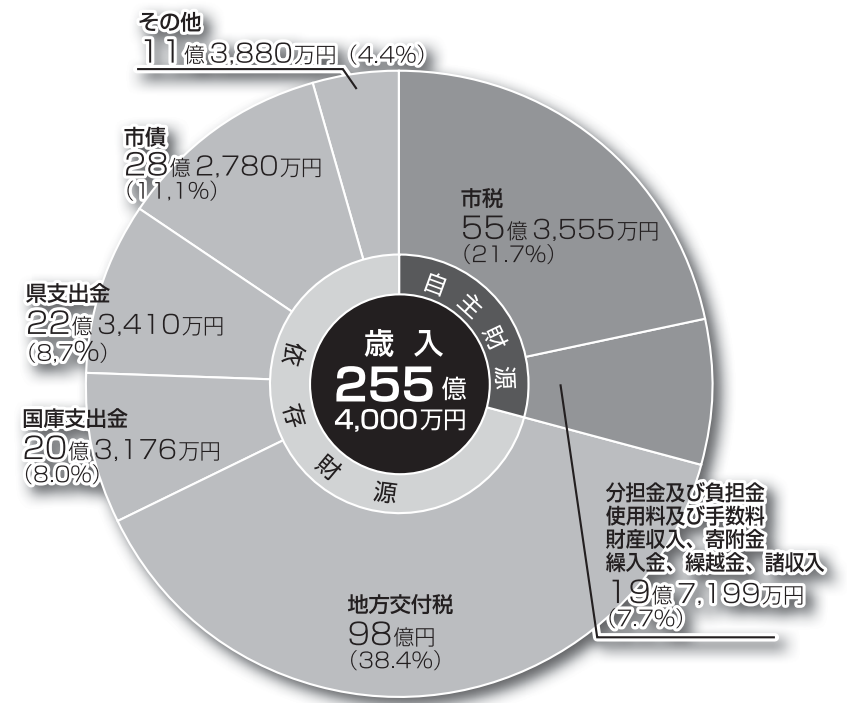
平成22年度の市の歳入は、255億4千万円です。市の歳入にはいろいろなものがありますが、中でも財源の根幹である市税は55億3,555万円と、歳入全体の約5分の1となっています。

◆グラフを見るときポイント

市の歳入は大きく分けて「自主財源」と「依存財源」に分かれます。歳入の状況を見るポイントの一つとして、歳入全体の中で「自主財源」の比率があげられます。

- 自主財源とは・・・市が自主的に収入することができるお金を言います。
- 依存財源とは・・・国や県からの補助金など、市が自主的に収入することができないお金を指します。

自主財源が多いと市の自由度が高まり、逆に自主財源が少なく依存財源が多いと国や県に頼る部分が多いということなので、市の自由度が低くなります。



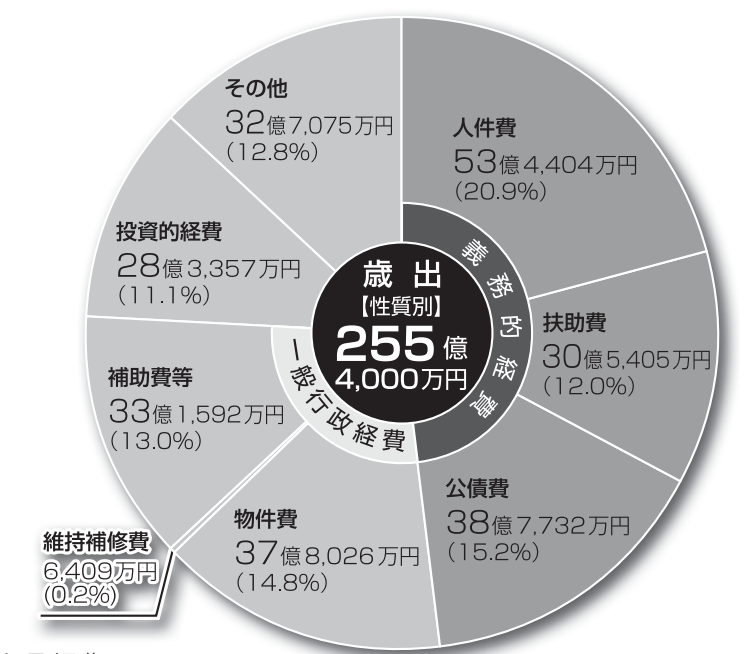
【市の歳出】

平成22年度の市の支出は255億4千万円で、その経費の分類には、経費の性質に着目して分類した性質別と、経費の目的に着目し分類し振り分けた目的別の2つに分かれます。

◆グラフを見るときポイント

人件費、扶助費、公債費は、その支出が法律などで義務づけられていて、任意に減らすことができない義務的経費といえます。

義務的経費の比率が大きいと市の自由に使えるお金が少なくなるので、財政の自由度が低くなり、比率が小さいと自由に使えるお金が多くなるので、財政の自由度が高いということになります。高島市の場合、義務的経費の割合は約半分となっています。



人件費：職員などの人にかかる経費
 扶助費：医療や福祉にかかる経費
 公債費：借入金の返済にかかる経費
 物件費：光熱水費や消耗品にかかる経費
 維持補修費：道路、公共施設などの管理にかかる経費
 補助費等：団体への補助金にかかる経費
 投資的経費：施設や道路の整備にかかる経費
 その他の経費：繰出金や貸付金など